

話合う家庭で 事故のない世界


- 3月の心配ごと相談 見舞金は
- 日時…5日， 15 日， 26 日午前 9 時から午後 3 時まで
場所…福祉センター談話室
－内容…生活相談，医療相談，家事相談，児童相談，身障相談，職業相談， その他なんでも


$\qquad$




个賞状と優勝カップ

－除雪ごくろう様でした。 U動前
点 検
エンジン始動
AM $2: 15$


AM 2：30～
9：00



正しき一票伸びゆく日本

## 4月8日投票日

○ 開

## 票

開票は，4月8日午後7時より和鳥村総合福祉センター（遊戲室）にて行う子定です。

〇不在者投票の手続きは早めに投票日当日，所用で投票所に行けない人 は，前もって投票できる不在者投票の方法 がありますので，この制度を利用して棄権 しないようにしましょう
－手 続 き
印鑑と入場券（届いていないときは不用）をお持ちの上，役場までおいで下さい。その場ですぐ投票できます。 （但し住所を移した人は，証明書が必要 となることがありますので「県内で住所を移した人は」の欄を参照下さい。）
－できる人
○村外や投票区外において職務に従事中の人
やむを得ない用務または事故のため村外に旅行中または滞在中の人 －病気やお産などで，選挙当日の歩行 が著しく困難の人
－選管の指定されている病院や老人ホ ームなどに入っている人
－できる日時
告示日の 3 月 27 日から投票日の前日 4月7日までで，土曜日や日曜日も行 っています。
時間は，午前 8 時 30 分から午後 5 時 までです。
－郵便による不在者投票身体障害者手帳や戦傷病者手艮の交付をうけている方で，一定の障害 の場合，その住んでいる場所で郵便 で投票することができる制度です。他に選挙管理委員会が発行する「郵便投票証明書」の交付が必要等 まだいろいろの手続きがあり，，日数 もかかりますので早めに相談下さい （前月号にあらましが載っています ので参照下さい。）

－投票できる人は
昭和34年4月9日以前に生まれ，昭和53年12月12日から引続き 3 力月以上和島村の住民基本台帳に記録されている人。

## （인県内で住所を移した人は

○昭和53年12月13日以降に県内から和島村 に転入届を行った人は 前住所の市町 で投票することになります。（この場合和島村長の発行する「引続いて県内に住 んでいる旨の証明書」が必要です。）
－同㥞に昭和53年12月13日以降に和島村か ら県内の他の市町村へ転出した人は，和島村で投票することになります。（この場合も，転出先の市町村長の発行する「引続いて県内に住んでいる旨の証明書」が必要です。）

県外へ転出した人は投票でき ません

## 投 票 時 間

投票できる時間は，午前 7 時加ら午後 6時までです。

朝食をすませたら，まず投票所へ行きま しょう。

## －入場券を忘れずに

投票所にお出かけのとをは，入場券をお持ち下さい。

入場券が届かない時や，なくした方は投票所で申し出て下さい。

## ○ 字が書けないとき

体の故障や文盲のため字を書くこ とができない人は，投票所で申し出 ますと，係員が代わって書いてくれ ます。（投票の秘密は必ず守られま す。）
－字はハッキリと
候補者の名前はハッキリと書きま
しょう。
舞穏くなる投票しても学か吭みにく


赤なのに どうして渡るの お母さん

## 






急ぐほど 減らす燃料 增す危険

